

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

◇ 公 告

- 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】

6

北九州市告示第 58 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 6 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和元年 10 月 22 日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 5 月 22 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和元年 5 月 8 日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和元年 5 月 1 7 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車 放置禁止区域	2 6 台	令和元年 5 月 1 0 日	北九州市小倉北区青 葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 3 台	令和元年 5 月 1 5 日	
	3 0 台	令和元年 5 月 2 2 日	
	8 台	令和元年 5 月 2 8 日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 台	令和元年 5 月 2 0 日	
小倉北区自転車放置禁止 区域外	6 台	令和元年 5 月 7 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和元年 5 月 8 日	
	4 台	令和元年 5 月 1 4 日	
	3 台	令和元年 5 月 1 5 日	
	3 台	令和元年 5 月 2 0 日	
	3 台	令和元年 5 月 2 2 日	
	2 台	令和元年 5 月 2 4 日	
	3 台	令和元年 5 月 2 7 日	
	1 台	令和元年 5 月 3 0 日	
モノレール徳力嵐山口停 留場周辺地区自転車放置 禁止区域	1 台	令和元年 5 月 1 4 日	北九州市小倉南区八 重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所

J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 5 月 1 4 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	3 台	令和元年 5 月 1 4 日	
	4 台	令和元年 5 月 2 1 日	
	3 台	令和元年 5 月 2 3 日	
若松渡船場周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和元年 5 月 1 6 日	北九州市若松区響南町 8 番
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和元年 5 月 1 6 日	小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和元年 5 月 1 7 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和元年 5 月 3 0 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 5 月 9 日	築地自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 8 台	令和元年 5 月 2 3 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	7 台	令和元年 5 月 7 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番
	1 2 台	令和元年 5 月 3 1 日	築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和元年 5 月 8 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
	1 5 台	令和元年 5 月 1 7 日	三六自転車保管所
	1 0 台	令和元年 5 月 2 4 日	

J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	21台	令和元年5月21日
戸畑区自転車放置禁止区域外	4台	令和元年5月8日
	1台	令和元年5月24日
	1台	令和元年5月31日

北九州市公告第102号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月20日

北九州市長 北橋健治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名称	位置	区域
3004	北九州市立和布刈公園	北九州市門司区大字門司、旧門司二丁目5番及び大久保一丁目15番	北九州市門司区大字門司の一部

2 変更の期日

令和元年6月20日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。